

## お知らせ

記者発表資料 平成27年8月28日

■同時発表先：合同庁舎記者クラブ  
鳥取県政記者会  
島根県政記者会  
岡山県政記者会  
広島県政記者クラブ  
山口県政記者会  
山口県政記者クラブ  
山口県政滝町記者クラブ  
中国地方建設記者クラブ

## 8月30日～9月5日は「建築物防災週間」です

～建築物の防災査察が重点的に行われます～

### 【概要】

「建築物防災週間」は、火災、地震、がけ崩れ等による建築物の被害や人的被害を防止し、安心して生活できる空間を確保するために、広く一般の方々を対象として、建築物に関する防災知識の普及や、防災関係法令・制度の周知徹底を図り、建築物の総合的な防災対策を推進することを目的としています。

当該週間は、昭和35年以来毎年2回実施しております、年度の上期は9月1日の防災の日に合わせて地震対策を中心に、また下期は消防庁の行う春の火災予防運動と同調して建築物の防火・避難対策を中心に実施しています。

今年度上期も国土交通省住宅局長より、各県知事へ建築物防災週間における建築物の防災対策推進について依頼をしたところです。なお、当該週間ににおける中国地方の取組み予定は別紙のとおりです。

### <問い合わせ先>

中国地方整備局 082-221-9231（代表）：（平日・昼間）

建政部 都市・住宅整備課長 島村 泰彰（内線6161）

【担当】建政部 都市・住宅整備課長補佐 杉本 憲司（内線6182）

### 【広報担当窓口】

広報広聴対策官 平川 雅文（内線2117）

企画部 環境調整官 田尾 和也（内線3114）

別 紙

## 建築物防災週間（平成27年度上期）の実施について

### 1. 目的

火災、地震、がけ崩れ等による建築物の被害や人的被害を防止し、安心して生活できる空間を確保するために、広く一般の方々を対象として、建築物に関連する防災知識の普及や、既存建築物の総合的な防災対策を推進することを目的としています。

### 2. 実施期間

平成27年8月30日（日）～平成27年9月5日（土）まで

### 3. 中国地方における特定行政庁の主な取組み予定

#### （1）防災査察の実施

建築基準法で規定する定期報告の提出されていない建築物を中心に、特定行政庁の職員により、現地において防火・避難関連設備を主とした維持保全状況の査察を実施。

#### （2）住宅・建築物の所有者・管理者に対する広報活動

住宅・建築物の所有者・管理者の方への理解を深めるため、パンフレットの作成・配布等を実施。また、建築物に係る防災知識の普及啓発を行います。

※具体的な取組みは特定行政庁において実施されます。また、実施内容等は特定行政庁において異なります。

#### 中国地方各県連絡先

県名	所管部（局）課	電話番号
鳥取県	生活環境部くらしの安心局 住まいまちづくり課	0857-26-7391
島根県	土木部建築住宅課	0852-22-5219
岡山県	土木部都市局建築指導課	086-226-7504
広島県	土木建築局建築課	082-513-4183
山口県	土木建築部建築指導課	083-933-3835

#### [参考]

#### 平成27年度上期を通じた防災・安全確保に関する取組み

#### （1）住宅・建築物の耐震診断・耐震改修の促進

昭和56年以前の旧耐震基準により建築された住宅・建築物のうち、耐震診断を行っていない既存耐震不適格建築物<sup>(注1)</sup>の所有者に対して耐震化のための指導を実施。

(2) 既存建築物に対する適正な維持保全と定期報告の徹底

外壁の落下、防火シャッターによる事故等が発生する中、このような事故を未然に防止するため、所有者等に適正な維持保全や定期報告の重要性を周知する。特に、未報告の所有者等に対し報告の督促、指導を実施。

(3) 既設エレベーターの安全対策の促進

既設エレベーターの安全対策（戸開走行保護装置<sup>(注2)</sup> 及びP波感知型地震時管制運転装置の設置）の促進。また、安全対策済みの既設エレベーターについて、利用者が容易に把握出来るよう、マーク表示<sup>(注3)</sup>の普及・啓発を実施。

(4) 昇降機及び遊戯施設の適正な維持保全・運行管理の徹底

昇降機及び遊戯施設の所有者等に対し、適正かつ安全な運行管理の指導を実施。

(5) 工事現場の危害の防止の徹底

建築物の解体工事における外壁の崩落や工事用の工作物の転倒等、工事現場周辺の公衆等へ危害を与えるかねない事故が後を絶たない状況の中、工事施工者に対して、建築物及び工作物の解体工事現場等における危害防止について指導を実施。

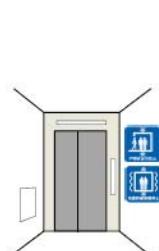
(注1) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号）に規定する現行の耐震基準に適合しない建築物

(注2) エレベーターの駆動装置等に故障が生じ、かごの停止位置が著しく移動した場合、又はかご及び昇降路のすべての出入口の戸が閉じる前に、かごが昇降した場合に、自動的にかごを制止する装置。

(注3) エレベーター利用者に、戸開走行保護装置等が設置されているエレベーターかどうかが容易にわかるマークを見やすい場所に表示する任意制度を平成24年8月より運用を開始。



戸開き走行保護装置



地震時管制運転装置